

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路及び河川の敷地は備忘価格 1 円としています。

- イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路及び河川の敷地は備忘価格 1 円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券

- ア 市場価格のないもの 取得原価

- ② 出資金

- ア 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～50 年

物品 3 年～10 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます） 定額法

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

. 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、短期貸付金、長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品（美術品含む）及びソフトウェアの計上基準

物品（美術品含む）については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等の概ね 10%相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・ 一般会計
- ・ 学校給食事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	10.4%
将来負担比率	54.8%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 4 百万円
⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 586 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和6年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産（土地） 20 百万円（24 百万円）

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。売却可能価額は、路線価に基づく評価方法によっています。上記の（24 百万円）は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額はありません。
③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額（簡易水道事業、下水道事業に係るものは除く）

10,605 百万円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	11,897 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,436 百万円
将来負担額	34,889 百万円
充当可能基金額	5,576 百万円
特定財源見込額	7,028 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	16,549 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 66 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	25,882 百万円	24,777 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額（学校給食事業特別会計）	347 百万円	347 百万円
繰越金に伴う差額	△784 百万円	0 百万円
資金収支計算書	25,445 百万円	25,124 百万円

資金収支計算書は一般会計に学校給食事業特別会計を加えた「一般会計等」を対象範囲としていることから、地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書（一般会計）と資金収支計算書はこの分だけ相違します。

※表示単位未満を四捨五入しているため、差引が一致しない場合があります。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,614 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	412 百万円
未収債権、未払債務等の増減額	74 百万円
減価償却費	△2,685 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△31 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	148 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△23 百万円
資産除売却益（損）	△2,095 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△1,590 百万円</u>

※表示単位未満を四捨五入しているため、差引が一致しない場合があります。

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	4,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	1 千円